る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあっては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えてはならないこと。」と、同号ハ中「含む。）。」とあるのは「含む。以下ハにおいて同じ。）。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等については、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、総保険金額が上限総保険金額を超えない場合を除き、一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。」とする。

（保険金額の上限等に関する措置）

第三十八条　特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。以下この条において同じ。）である場合であって同項の規定に基づき現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下この条において同じ。）の更改又は更新をするときにあっては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定に基づき現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあっては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えてはならないこと。」とする。

（保険金額の上限等に関する措置）

第三十八条　特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、一の被保険者が既被保険者（改正令附則第三条第二項に規定する既被保険者をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円）、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあっては、当該一の被保険者当たり六千万円（同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円）を超えないための適切な措置を講じなければならない。

2　特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置又は規則第二百十一条の三十一第二項に規定する総保険金額が同項に規定する上限総保険金額（同項に規定する特例上限総保険金額を含む。）を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの改正令附則第三条第一項各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額（既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合にあっては、当該各号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額の合計額（当該合計額が当該各号に定める金額に満たない場合にあっては、当該金額）を超えないための適切な措置を講じなければならない。

附　則

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第十号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・総務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。